

被扶養者の認定・取消の届出を忘れずに!

卒業や就職、退職等により、被扶養者の認定・取消の手続きが必要となる方は、次の書類を所属所の共済事務担当課へ提出してください。

被扶養者の取消

- ・就職先の健康保険が適用になる場合
- ・健康保険が適用外の場合であっても、月額108,334円(各種控除前で交通費等を含む総収入)以上の所得が恒常的に見込まれる場合
- ・月途中の就職で初回の給与は108,334円未満であっても、以降の月は月額108,334円以上になる場合

提出書類

- ・被扶養者申告書
- ・組合員被扶養者証
- ・就職日を確認できるもの

被扶養者の認定

退職日の翌日から30日以内に被扶養者申告書を提出した場合は、退職日の翌日から認定になりますが、30日を超えた場合は、受付日からの認定となります。

提出書類

- ・被扶養者申告書
- ・家庭状況
- ・認定対象者の退職証明書
(パート・アルバイト等の場合)
- ・雇用保険関係書類
(雇用保険の適用がある場合)

その他必要に応じて追加で書類が必要となる場合があります。

収入がある場合の認定については、「共済のしおり(10～20ページ)」または [こちら](#) をご覧ください。

被扶養者申告書及び家庭状況は、[こちら](#) からダウンロードすることができます。